



神奈川県

神奈川県教育委員会

県立高校改革 実施計画（I期） 成果と課題

令和2年6月

「県立高校改革基本計画」で示した重点目標

改革の柱 1 質の高い教育の充実
重点目標1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します
すべての生徒に生涯にわたる基礎となる自ら学び、考え、行動する力等を確実に育成し、自立して学校から社会へ円滑に移行できる力を育みます。
重点目標2 生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます
個性や優れた能力を有し、専門性の追求を志す生徒の学習ニーズ等に応えるため、質の高い教育を提供し、リーダー性や自立に必要な高い資質・能力を培います。
重点目標3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します
神奈川の支援教育の考え方にに基づき、様々な指導や支援を必要とする生徒へのきめ細かな対応に取り組み、共生社会づくりに向けて意欲や態度、能力を育みます。

改革の柱 2 学校経営力の向上
重点目標4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます
学校評価や第三者評価をいかながら、校長のリーダーシップの下、学校経営力を向上させるとともに、高い専門性と実践的指導力を備えた教職員を育成します。
重点目標5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます
地域との連携・協働による学校づくりを一層推進し、学校が地域コミュニティの核となることや、神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入に取り組みます。
重点目標6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます
校舎の耐震化やトイレなどの生活環境、授業で使用するパソコン等の機器などの学習環境の整備など、教育環境の整備に取り組みます。

改革の柱 3 再編・統合等の取組み
重点目標7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます
少子化社会の中、集団の学びの場である学校の活性化と質の高い教育の提供をめざし、課程・学科や地域バランス等に応じた規模の適正化と配置に取り組みます。

1 県立高校改革実施計画（Ⅰ期）の成果と課題について

「県立高校改革実施計画」（平成28年1月策定。以下「実施計画」という。）は、平成27年1月に策定した「県立高校改革基本計画」に基づき、改革の実現に向けて、中長期(概ね15年間)を展望した県立高校改革に取り組む上での教育内容・方法、学校経営、そして県立高校の再編・統合にかかる具体的な計画として策定したものです。

実施計画の策定については、すべての県立高校を対象にし、高校教育をめぐる国の動きや社会状況の変化、今後の公立中学校卒業生徒数の動向等に、柔軟に対応していけるよう、また、再編・統合の対象となる学校の生徒募集への影響に十分考慮して策定しました。

実施計画は、計画期間を、平成28年度を初年度として令和9年度を目途に12年間とし、その上で、計画期間の全体にわたる改革内容を示すとともに、今後の展望を明らかにした「実施計画(全体)」と、改革の計画期間を分割して具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を示す期別の「実施計画(Ⅰ期)」～「実施計画(Ⅲ期)」とにより構成しています。

県立高校改革実施計画（全体）			
期別	Ⅰ期	Ⅱ期 ^{※1}	Ⅲ期 ^{※2}
期間	平成28～令和元年度	令和2～5年度	令和6～9年度

※1 実施計画（Ⅱ期）は、平成30年10月に策定・公表

※2 実施計画（Ⅲ期）は、令和4年度に策定・公表予定

なお、実施計画（Ⅲ期）の策定時に、実施計画（全体）について、今後の社会状況の変化や、期別の進捗状況などに基づき、必要な見直しを図る予定

今回、令和元年度に終了した「実施計画(Ⅰ期)」における取組みの検証を行い、それぞれの施策展開における成果を確認するとともに、これまでの取組みでは十分な対応ができていない課題や、「実施計画(Ⅰ期)」策定時(平成28年1月策定)から計画期間終了時までの社会状況の変化などから新たに対応が必要となる課題について明らかにしています。

2 新型コロナウイルス感染症による影響について

今年1月に国内での感染者が初めて確認された、新型コロナウイルス感染症については、今後、学校教育や社会の各方面に様々な影響をもたらすことが予測される。しかし、その影響の学校教育へ及ぼす範囲や規模などについて、明確にすることは現時点においては難しいと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症については、Ⅰ期の計画期間がほぼ終了する時点で発生した事象であることから、今回の検証にはその影響を考慮せず、今後の実施計画（Ⅱ期）の推進等の検討課題とした。

今後、今回の検証結果も参考に、令和2年度からの実施計画（Ⅱ期）の推進、令和4年度に予定している実施計画（全体）の見直しや、実施計画（Ⅲ期）の策定を行っていくこととし、その際には、新型コロナウイルス感染症がもたらす様々な影響を考慮し、検討していく。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び、ウイルスと共存していかなければならないことも前提に、「新しい生活様式」の中で、学校教育の質を高め、生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、国の動向や県内の感染状況、それに基づく県全体の方針を踏まえて、「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする(スチューデント・ファースト)」という基本的な考え方のもと、県立高校改革に取り組みます。

目次

I	質の高い教育の充実	1
1	重点目標1にかかる具体的な取組み	1
	(1) 教育課程の改善	1
	(2) 授業力向上の推進	3
	(3) プログラミング教育の推進	5
	(4) 生徒の英語力向上の推進	6
	(5) 歴史・伝統文化教育の推進	7
	(6) 学習機会拡大の推進	8
	(7) 学習意欲の向上と確かな学力の育成	10
2	重点目標2にかかる具体的な取組み	12
	(1) 教育課程の改善〔再掲〕	12
	(2) 科学技術・理数教育の推進	13
	(3) グローバル化に対応した先進的な教育の推進	14
	(4) 専門教育の推進	17
	(5) 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進	17
3	重点目標3にかかる具体的な取組み	19
	(1) 教育相談体制の充実	19
	(2) インクルーシブ教育の推進	21
II	学校経営力の向上	24
4	重点目標4にかかる具体的な取組み	24
	(1) 自律的・組織的な学校経営の充実	24
	(2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進	26
	(3) 教職員の実践的指導力向上の推進	27
5	重点目標5にかかる具体的な取組み	29
	(1) 地域協働による学校運営の推進	29
6	重点目標6にかかる具体的な取組み	30
	(1) 県立高校の教育環境整備	30
III	再編・統合等の取組み	33
7	重点目標7にかかる具体的な取組み	33
	(1) 学校規模の適正化の推進	33
	(2) 課程・学科等の改善	34
	(3) 県立高校の適正配置	37
IV	成果と課題の検証（総括）	44
	資料	46

○この進捗上に表記した取組みごとのバーチャートは「実施計画（I期）」に記載したものである。

○「全校」「対象校」及び「指定校」を次の意味で使用している。

「全校」……すべての県立高校

「対象校」…県立高校のうち当該事業の対象となる高校

「指定校」…高校改革で取り組むそれぞれの指定事業で、原則として期間を設けて指定された高校

○「県立高校等」には中等教育学校後期課程を含む。

○「全県立学校」とは、県立高校、県立中等教育学校、県立特別支援学校を表す

○学科改編等を実施した学校及び指定校一覧は巻末に掲載した。

I 質の高い教育の充実

1 重点目標 1 にかかる具体的な取組み

(1) 教育課程の改善

<施策展開>

・教育課程の改善

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	教育課程の改善作業 (29 年度までに終了)	新しい教育課程の運用(教育課程の改善作業が完了した学校から順次実施) (生徒学力調査を用いた検証)		

《主な取組み》

- ・平成 29 年度末までに、全校で教育課程の改善作業が完了した。
- ・教育課程の改善状況については、各校から提出される「教育課程編成報告書」により把握した。
- ・「生徒学力調査」の結果を教育課程の改善にいかした。

・生徒学力調査の実施

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	実施(生徒用・学校用の調査結果の配付)			
	各校における調査結果を踏まえた教育課程及び指導の改善			
(参考) 国	高等学校基礎学力 テスト(仮称)※ 出題例公表予定	(作問検討準備)	(作問検討準備)	高等学校基礎学力 テスト(仮称) 試行実施開始予定

《主な取組み》

- ・県立高校等の 2 年生等を対象に、県教育委員会が委託により学校の実情に合うよう作成した基礎、標準、発展の 3 種類の調査問題等により「生徒学力調査」を実施した。
- ・「生徒学力調査」の結果個票を各生徒に配付して個別指導に役立てるとともに、学校として把握した結果を活用し、学習指導を含めた教育課程の改善に取り組んだ。
- ・令和元年度に国が認定した「高校生のための学びの基礎診断」への移行について検討を行った。

※「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は、「高校生のための学びの基礎診断」という名称となった。「高校生のための学びの基礎診断」とは、義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定するしくみ

・教育課程研究開発校の指定（指定校名については、巻末に記載（以下同様））

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施
		取組検証		

《主な取組み》

- ・教育課程の改善に向け、「新科目『公共』に係る研究」については6校、「新たな学習評価に係る研究」については5校の教育課程研究開発校を指定した。また、平成30年度に計画の一部改定を行い、令和元年度から「『総合的な探究の時間』に係る研究」に取り組む10校（「全般的な研究」5校、「SDGsをテーマとした展開に係る研究」5校）を指定した。
- ・指定校では「生徒による授業評価」等のアンケート方法を工夫し、取組みの検証を行った。

＜取組みの成果＞

- ・教育課程の改善作業を進める中で、高等学校学習指導要領の改訂に向け、教育課程編成に資する資料（「神奈川県立高等学校等教育課程編成の指針」、「神奈川県立高等学校等教育課程編成基準」）を県教育委員会として作成した。
- ・「生徒学力調査」の分析結果を活用し、全校で授業改善の取組みにいかすことができた。
- ・「現代社会」や「政治経済」の授業における新科目「公共」に係る授業実践を通して、「公共」の目標達成に向けた単元計画、授業の手法及び評価について、教員の理解が深まった。
- ・教育課程研究開発校のうち、「新たな学習評価」の指定校では、取組みを通して、授業改善や学習評価に対する教員の意識の高まりがみられ、組織的な授業改善にいかすことができた。
- ・評価の一手段としてルーブリック※を用いた研究を行った学校では、生徒にルーブリックを事前に示すことで学習目標を明確にすることができ、学習意欲の向上につながる結果が得られた。
- ・「『総合的な探究の時間』に係る研究」を通して、多くの生徒が探究的な学びについて理解を深めるとともに、取組みを進めることで、生徒たちのSDGsに対する関心や知識の向上が見られた。

※「ルーブリック」とは、学習の達成度を測るための表（評価項目（観点）とレベル（尺度）をそれぞれ縦横軸に設定したもの）を用いて評価する方法で、テストだけでは評価が難しい、表現を通じた思考力などの評価に適している。

＜今後の課題＞

- ・教育課程の改善については、高等学校学習指導要領の改訂を見据えた改善を、さらに進めるとともに、指導主事がきめ細かく各校を指導・助言していく必要がある。
- ・生徒の学力を確実に育成するには、より精緻な実態把握が不可欠であり、「高校生のための学びの基礎診断」も含め、県教育委員会として適切な調査、診断のあり方について研究していく必要がある。
- ・「新科目『公共』に係る研究」における「深い学び」の実現には、外部専門機関との連携をより強化する必要がある。
- ・「新たな学習評価」の研究成果の普及ができるよう、様々なタイプの学校でも取り組みやすい効果的で効率的な学習評価について研究する必要がある。
- ・探究的な学びにおけるテーマ設定や課題設定に、生徒がさらに自主的に取り組む姿勢を養う必要がある。

（２）授業力向上の推進

＜施策展開＞

- ・授業力向上推進重点校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施
		取組検証		

《主な取組み》

- ・授業力向上推進重点校を 6 校指定した。
- ・指定校では、授業を撮影したビデオ等を利用した研究授業や校内研修会を行うなど、工夫して授業力向上に取り組んだ。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業展開について研究を重ね、生徒の状況を把握するとともに、授業力向上の進捗を測るためのしくみを検討した。

・ I C T利活用授業研究推進校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施
		取組検証		

《主な取組み》

- ・ I C T利活用授業研究推進校を 6 校指定した。
- ・ 指定校では、 I C Tツールや学習支援クラウドサービス※¹等を活用して、生徒の学習支援や教材の共有などに、組織的に取り組んだ。
- ・ 生徒の I C T利活用能力の向上を図るため、授業以外の場面においても学習支援クラウドサービスを活用した。
- ・ B Y O D※²を推進し、 B Y O Dを活用した授業にも取り組んだ。

※1「クラウドサービス」とは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く W e bブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも様々なサービスを利用できる。

※2「B Y O D (Bring Your Own Device)」とは、生徒個人のスマートフォン等の携帯情報端末を、学習活動に使用すること

<取組みの成果>

- ・ 授業力向上の取組みを通して、組織的な授業改善につながり、より主体的、協働的な授業が行われるようになった。また、「生徒による授業評価」等の結果からは、「授業の中で身に付いたことや、できるようになったことを実感することができたか」との問いに、8割以上の生徒が肯定的な回答をしており、生徒が主体的に学びに向かう意識の向上が見られた。
- ・ I C T利活用授業研究推進校においては、取組みを通して、生徒にとって「分かりやすい」、「楽しい」と思える授業の実践につながり、教員の意識改革にもつながった。
- ・ I C T利活用授業研究推進校における取組みについては、他校においても関心が高く、その成果の普及が促進された。

<今後の課題>

- ・ 高等学校学習指導要領の改訂を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各校の取組みの方向性を確認しながら進めていく必要がある。
- ・ 主体的な学習活動等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力を高められるよう、情報モラルを含む、 I C Tの活用方法や効果的な指導方法など、さらなる教員の授業力の向上を図ることが課題である。

(3) プログラミング教育の推進

<施策展開>

・プログラミング教育研究推進校^{※1}の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施
		取組検証		

《主な取組み》

- ・プログラミング教育研究推進校を5校指定した。
- ・教科「情報」だけではなく、すべての教科でプログラミング教育を授業に取り入れるための授業研究を行った。
- ・教材用ロボット及び制御用端末を整備し、それらを活用した授業や校内研修会を実施するとともに、企業や大学等と連携し、プログラミング教育に係る授業づくりに取り組んだ。
- ・小中学生を対象にした「高校生によるプログラミング教室」を生徒主体で実施したり、部活動においてレゴロボットの大会等に参加した。
- ・取組みの一環として、国の「次世代の教育情報化推進事業^{※2}」に係る公開研究授業を実施した。

※1「プログラミング教育研究推進校」とは、問題解決の手順等を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習に関する研究開発を行うために指定した高校

※2「次世代の教育情報化推進事業」とは、教科等横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方や、ICTを効果的に活用した指導方法の開発のための研究事業

<取組みの成果>

- ・大学等の外部有識者の助言を取り入れながら、多くの教科等でプログラミング教育に係る授業づくりを推進することができた。
- ・「生徒による授業評価」等の結果からは、「授業で得た知識をもとに、自分の考えをまとめたり、課題の解決方法を考えたりすることができたか」との問いに、8割以上の生徒が肯定的な回答をしており、プログラミング学習を通して、思考力・判断力・表現力を活用しながら問題解決につなげる力が身に付いたとの結果が得られた。

<今後の課題>

- ・生徒の問題解決能力の育成を、プログラミング教育という手法で、さらに推進していけるよう、各校の状況に合わせ、計画に基づいた指導方法などの研究を継続していく必要がある。

(4) 生徒の英語力向上の推進

<施策展開>

・英語資格・検定試験の活用

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	英語資格・検定試験の活用			

《主な取組み》

- ・英語力向上に向けて、県立高校等の生徒が英語資格・検定試験を積極的に受験できるよう、受験料の半額を県が負担し、英語資格・検定試験の受験を促進した。
- ・試験結果の分析を通じて、特に「話す能力」に課題があることが分かり、「話す能力」を向上させる授業改善に取り組んだ。

・生徒海外留学支援の実施

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	生徒の海外留学支援の実施			

《主な取組み》

- ・留学への気運を醸成していくために、NPO等と連携し、留学支援に係るガイダンスやワークショップを開催した。
- ・米国・メリーランド州（10名）に加え、平成29年度からは、専門学科の生徒を台湾・新北市（6名）に派遣し、その様子を県のホームページに掲載するとともに、報告会を開催した。

<取組みの成果>

- ・英語資格・検定試験の受験に対して平成28年度からの4年間で30,889名の受験料の支援を実施した。
- ・受験料の半額を県が負担することで、生徒の主体的な学習を促すとともに、生徒の英語力の正確な把握を授業改善につなげ、CEFR^{※1} A2レベル^{※2}相当以上の英語力を有すると思われる県立高校等に在籍する生徒の割合の向上を図ることができた。（国による英語教育実施状況調査において、県立高校等の3年生等の生徒のうち、CEFR A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合は平成28年度38.6%であったが、令和元年度は46.1%に向上した）
- ・メリーランド州及び新北市に、派遣された生徒においては、現地高校生やホストファミリー等と交流することで、異文化に対して理解を深めることができた。

※1「CEFR」とは、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のことで、外国語運用能力の評価のために欧州評議会が発表したもの

※2「CEFR A2レベル」とは、「各試験・検定試験とCEFRとの対照表」（文部科学省平成30年3月）によると、実用英語技能検定準2級に相当

＜今後の課題＞

- ・生徒の英語力の向上をめざす中で、課題とされる「話す能力」を向上させる取組みを、さらに推進する必要がある。
- ・グローバル社会で活躍するために必要な「双方向のコミュニケーション能力」、「自ら課題を発見し解決しようとする主体性」、「行動力」等の資質・能力の育成に資するための交流をより一層充実させ、生徒の海外留学支援にかかる事業等の成果をさらに幅広く普及することが必要である。
- ・長期の留学については、平成 28 年度は 79 名、平成 29 年度は 73 名、平成 30 年度は 68 名、令和元年度は 62 名と、留学者数が減少傾向にある。国の調査においても、留学をしたいと思う生徒の割合が減少傾向であることも踏まえ、異文化に対する興味・関心を高めるとともに、留学に対する生徒の不安を解消できるような取組みを推進する必要がある。

(5) 歴史・伝統文化教育の推進

＜施策展開＞

- ・逆さま歴史教育*にかかる研究校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実践研究	検証改善・指定終了		
	中間成果報告	指導事例集の作成	成果普及・全校での活用	

《主な取組み》

- ・逆さま歴史教育にかかる研究校を 5 校指定した。
- ・平成 29 年度には、主に地理歴史科の科目における逆さま歴史教育で活用できる「歴史地図教材」を作成し、その授業事例を DVD にまとめ、各校に配付し取組みを普及した。
- ・平成 30 年度からは、すべての県立高校等で、2 年間の取組みと授業事例を参考に、逆さま歴史教育に取り組んだ。

※「逆さま歴史教育」とは、現代の事象につながる歴史的な背景を、過去へさかのぼって探究し、現代の課題に着目して考察することにより歴史的思考力を培っていく学習方法

＜取組みの成果＞

- ・「歴史地図教材」及び授業事例を活用した歴史・伝統文化教育について、県立高校等へ普及し、思考力・判断力・表現力等を養う授業を啓発することができた。

＜今後の課題＞

- ・高等学校学習指導要領の改訂に向けて、地理歴史科の科目だけでなく学校全体の教育活動を通じて、歴史的な背景を多角的に捉え、現在と過去との因果関係などについて考察する場面を設定するなど、逆さま歴史教育をいかした探究的な学びを実践していく必要がある。

(6) 学習機会拡大の推進

<施策展開>

・県立高校生学習活動コンソーシアム*の形成

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
県教育委員会	大学・企業など関係機関との協定によるコンソーシアム形成	コンソーシアムの活用	コンソーシアムの拡大	

《主な取組み》

- ・「県立高校生学習活動コンソーシアム」を形成して、企業や大学等、87 団体と協定を結んだ。
- ・各校がその実情に応じて、コンソーシアムに参加する企業や大学等と連携した課題解決型学習等に取り組んだ。
- ・コンソーシアムの取組みの案内や事例紹介などについて、県教育委員会から各校に向けて月 1 ～ 2 回程度情報提供を行った。

※「県立高校生学習活動コンソーシアム」とは、各県立高校等と大学等が行っている高大連携の取組みを発展させ、生徒の多様な学習ニーズに対応し、主体的な学びへとつながる学習機会の提供の充実を図るため形成された共同体

・県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
県教育委員会	地域指定 教育プログラムの開発 関係機関との調整	教育プログラムの試行・改善	実施 プログラム活用例の紹介	

《主な取組み》

- ・県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域（横浜北東・川崎、県央・相模原）の中核校として、神奈川工業高校と中央農業高校を指定した。
- ・中核校において「県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域指定校連絡会議」を開催し、企業や大学等と連携を図りながら、様々な教育プログラムを検討するとともに、取組みを広く周知する目的で実践活動発表会を開催した。

・ 県立高校単位互換システムの構築

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	システム運用準備	システムの試行・改善	実施	
			システム活用例の紹介	

《主な取組み》

- ・ システムの運用に向けて、活用可能な県立高校等の講座について調査を実施した。
- ・ システムの運用に向けて、総合学科間で行われている夏季連携講座の取組み等を参考に検討した。
- ・ 対象となる講座を定めるなど、システムを構築し、生徒の活用を促した。

<取組みの成果>

- ・ 協定を締結した参加団体数は、コンソーシアムの形成当初（平成 28 年 11 月時点）は 46 団体であったが、令和元年度末において 87 団体に増加した。取組件数も、平成 29 年度は 420 件であったが、令和元年度は 551 件となり 131 件増加した。
- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の取組みを通して、企業や大学等と連携を図りながら教育プログラムを構築したことで、最先端の施設設備を活用したり、技術指導を受けるなどの教育活動が可能となった。
- ・ 県立高校単位互換システムを活用することで、自校にはない科目について、学修機会の提供を図ることができた。

<今後の課題>

- ・ コンソーシアムの積極的な活用を促進するとともに、課題解決型学習の取組み等、今までの高大連携事業の取組み以上に求められる学力の育成に資する必要がある。
- ・ 単位互換システムによる開講講座数は、平成 29 年度の 34 講座から、令和元年度は 11 講座に減少している。これは、当初開校講座の多くを占めていた夜間定時制課程の通年講座（24 講座）の受講希望者が極めて少なかったことにより、閉講した講座が多かったことなどによる。今後は、夏季休業中などできるだけ生徒が受講しやすい時期に開講するよう、各校に働きかけていく必要がある。

(7) 学習意欲の向上と確かな学力の育成

<施策展開>

・確かな学力育成推進校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施
		取組検証		

《主な取組み》

- ・確かな学力育成推進校を 5 校指定した。
- ・指定校では、取組みの基盤となる、学校と生徒との間の信頼関係の構築を図るとともに、学習活動サポート員^{※1}を配置し、個に応じたきめ細かい生徒への支援を行った。
- ・各校の授業において学び直し、授業のユニバーサルデザイン化^{※2}、独自教材の作成、ティーム・ティーチングなどの工夫を行い、生徒の確かな学力の育成を支援した。
- ・生徒の進路実現に向けては、英語資格・検定試験の受験を促したり、民間の試験等を活用したりすることで生徒の学力を把握し、進路指導にいかした。

※1「学習活動サポート員」とは、確かな学力育成推進校において、補習、大学進学に係る進学のためのサポートをする職

※2「授業のユニバーサルデザイン化」とは、「ねらいの明確化」、「すっきりした教室環境」、「分かりやすい指示・発問の工夫」など、授業の進め方や学習環境を整え、学力差や障がいの有無にかかわらず、すべての生徒が『わかる・できる』ことをめざして、授業づくりを進めること

・定時制・通信制教育の推進

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	プロジェクトチームの発足による校内授業研究の実施			
	教材開発と活用	検証・改善		
	キャリア教育・学習支援の充実			
	研究協議会の発足	成果の普及		

《主な取組み》

- ・すべての定時制・通信制高校に学習サポート員[※]を配置し、生徒の学習支援や、キャリア支援などに取り組んだ。
- ・取組みを推進するために定時制・通信制高校の校長・教頭・教員で構成される定時制・通信制教育推進研究協議会を設置した。
- ・研究協議会では、定時制・通信制高校に通う生徒向けの教材を開発したり、定時制・通信制高校が抱える共通の課題への対応について協議し、発表会を開催した。

※「学習サポート員」とは、定時制・通信制高校において、学力に課題のある生徒への個別補習等を行う職

＜取組みの成果＞

- ・ 確かな学力の育成に向けた取組みを通して、授業規律の維持や、生徒の基礎学力の向上を図ることができた。
- ・ 定時制・通信制高校では、学び直しを目的とした中学校の学習内容の復習や日本語指導などの学校設定科目を設定するなど、生徒のニーズに応じた指導を行ったことにより、「生徒による授業評価」において、「授業の中で身に付いたことや、できるようになったことを実感することができた」という問いに対して、8割以上の生徒から肯定的な回答が得られ、生徒の主体的な学びを促し、学習意欲を引き出すことにもつながった。
- ・ 学び直しのために開発した教材は、校内の共有サーバーに保存することにより、職員間の共有が可能となり、フォルダの階層化による教材の整理、編集可能な状態での教材の提供、教材作成時間の削減、といった点で効果があった。
- ・ 定時制・通信制教育推進研究協議会の研究により、学び直しなどの分野において、リフレーミング技法^{*}を用いた自己認知の改善や学力段階別の新たな指導方法や教材の開発により、個に応じた指導の改善ができた。

※「リフレーミング技法」とは、心理技法の一つで、物事の見方を肯定的に言い換え、意味付けることで、フレーム(物事の見方の枠組み)を変化させ問題解決へと導く技法

＜今後の課題＞

- ・ 確かな学力育成推進校においては、生徒の主体的な学びを促すため、授業の冒頭で目標(めあて・ねらい)を示し、授業の最後に学習したことを振り返り、その目標に対する達成度を生徒に認知させる、見通しと振り返りを大切にした授業改善を進めていく必要がある。
- ・ 定時制・通信制高校においては、ICT機器の操作に不慣れな生徒も多く、ICTを活用した授業の進め方について検討が必要である。
- ・ 生徒間の学力差や支援の必要な生徒への対応など、定時制・通信制高校における課題は山積しており、学習や生活指導において使用する特別な教材や指導方法等について継続的な検討を行う必要がある。
- ・ 定時制・通信制高校については、不登校経験者、中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、外国につながるのある生徒^{*}など、多様な生徒も入学している。こうした生徒に対する支援のあり方について検討する必要がある。

※「外国につながるのある生徒」とは、「日本国籍であっても母語が日本語でない生徒」や「家族が外国にルーツを持つ生徒」など、外国籍を持つ生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った生徒

2 重点目標2にかかる具体的な取組み

(1) 教育課程の改善 [再掲]

<施策展開>

・学力向上進学重点校の指定

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
エントリー校 (指定校)	エントリー校の指定	実施		
		指標に基づく検証		
			先行指定・実施(3年6月)	
			本指定・実施(3か年)	

《主な取組み》

- ・学力向上進学重点校エントリー校を17校指定した。
- ・エントリー校においては、学力向上進学重点校の指定をめざし、生徒一人ひとりの高い学力と豊かな人間性や社会性の育成に取り組んだ。
- ・県教育委員会が示す5つの指標^{*}に基づき、平成29年10月に横浜翠嵐高校、湘南高校を先行して学力向上進学重点校に指定し、平成30年4月には柏陽高校、厚木高校を指定した。
- ・学力向上進学重点校及びエントリー校の取組みや課題を共有するため、連絡協議会を設置し、各校が抱える課題の検討を行った。
- ・学力向上進学重点校及びエントリー校が連携して、探究活動の学習会、成果発表会、即興型英語ディベート大会などを開催した。

※「5つの指標」とは、①県立高校改革において示された、めざす生徒像を見据えて、「主体的・対話的で深い学び」の視点による教科指導等を展開し、高いレベルの思考力・判断力・表現力等の能力の育成を図るため、各学校において達成すべき学力水準を示していること。②県教育委員会が実施する生徒学力調査(2学年)の結果により、高い学力を身に付けさせていること。③生徒の7割以上が在学期間中に、CEFR B1レベル(「各試験・検定試験とCEFRとの対照表」(文部科学省平成30年3月)によると、実用英語技能検定2級に相当の英語力)相当以上を達成し、高い英語力を習得していること。④生徒の探究活動や全国規模の大会等での取組みなど、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性を育み、その成果をあげていること。⑤全県立高校の中で、いわゆる難関と称される大学への現役進学において高い実績をあげていること

<取組みの成果>

- ・学力向上進学重点校及びエントリー校が連携し、4つのワーキンググループ(授業力向上、グローバル教育、進路指導、理数教育)を設置、各校の取組みや国の高大接続改革の状況などの情報共有を図ることで、学力向上進学重点校及びエントリー校としての取組みを推進することができた。

- ・学力向上進学重点校及びエントリー校ではC E F R B 1 レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合が7割（令和元年度末・学力向上進学重点校及びエントリー校17校の平均）を超えるとともに、いわゆる難関と称される大学への現役進学実績の向上が見られた。
- ・学力向上進学重点校及びエントリー校が連携した取組みは、生徒にとって刺激となり、学習意欲の向上につながった。

<今後の課題>

- ・学力向上進学重点校の指定に向けた指標の具体的な運用について改善を行い、学力向上進学重点校の地域バランスを踏まえた指定・設置について検討する必要がある。

(2) 科学技術・理数教育の推進

<施策展開>

・理数教育推進校の指定

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施
		取組検証		

《主な取組み》

- ・理数教育推進校を5校指定した。（令和元年度からは6校指定）
- ・指定校では、「総合的な学習（探究）の時間」等において科学技術・理数に関する課題解決型の研究活動を実施した。
- ・「総合的な学習（探究）の時間」等の生徒の探究活動の指導を通して、課題の発見から研究のまとめ、発表に至る一連の指導力の向上を図るため、「探究活動に係る指導力向上研修」を横浜国立大学と共同で実施した。
- ・「科学の甲子園」や「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」等の取組みを通して、生徒の科学的思考力・論理的思考力の育成を図った。

<取組みの成果>

- ・理数教育推進校としての取組みをいかし、4校が国の事業であるスーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）*の指定を受けることができた。
- ・「総合的な学習の時間」での学びや、科学の甲子園等における、科学に関する知識・技能を競い合う場を提供することにより、生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させることにつながった。

*「スーパーサイエンスハイスクール」とは、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業

＜今後の課題＞

- ・ 科学技術・理数に関する興味・関心を高め、知的探究心をより一層向上させる教育を推進し、実践的な研究を行うため理科教室等、実験を行うために必要な環境の充実を図る必要がある。
- ・ 国の事業を活用することで、予算や人材を確保することができ、教育内容の充実を図ることができるため、SSHの指定に向け、引き続き県教育委員会と学校とが一体となった取り組みが必要である。

（3）グローバル化に対応した先進的な教育の推進

＜施策展開＞

・ グローバル教育研究推進校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・実施	中間成果報告 取組検証	成果報告・指定終了	新たな指定・実施

《主な取組み》

- ・ グローバル教育研究推進校を 6 校指定した。
- ・ 異文化に対する理解を深めるため、姉妹校等との交流、海外研修旅行を実施した。また、英語力を向上させるため、スピーチコンテスト、ディベート大会等への参加などに取り組んだ。
- ・ 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、メールやインターネット電話などの ICT ツールを活用した姉妹校との交流、生徒による近隣の小学校における英語教室の開催、ウインドサーフィンワールドカップの通訳ボランティア活動などに取り組んだ。

・ 国際バカロレア*認定推進校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定・認定申請検討	候補校申請手続き	候補校認定	認定校申請手続き
	入学者選抜方法の検討	検査問題の作成	入学者選抜の実施	認定校決定
	教育課程の検討	編成・運用	実施	1 期生入学
	環境設備の整備			

《主な取組み》

- ・ 国際バカロレア認定推進校として横浜国際高校を指定した。
- ・ すでに認定を受けている他の国際バカロレア認定校に教員を 1 年間派遣（平成 28、29 年度、各 2 名派遣）し、国際バカロレアの教育課程の実践による人材育成を図った。
- ・ 平成 31 年 2 月に、国際バカロレア機構から「国際バカロレア認定校」に認定された。

- ・令和元年度から、国際バカロレアコース1期生が入学し、国際バカロレア機構の定める教育課程の運用を開始した。
- ・国際バカロレア機構の定める教育課程の実施及び充実に向けて、横浜国際高校の教員が国際バカロレア機構の実施するワークショップに参加した。

※「国際バカロレア」とは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供するプログラム。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保する目的として設置

・英語教員の海外研修の実施

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
全校	英語教員の海外研修の実施			
	研修成果の普及			

《主な取組み》

- ・毎年度、グローバル教育研究推進校等から英語教員をニュージーランドに約1ヶ月派遣し、高度な英語指導法の習得を図った。
- ・研修参加者が他校の英語教員を対象に研修成果を発表し、取組みの成果を普及した。
- ・研修参加者は生徒の英語による表現力を向上させることを目的に、研修成果をいかしたスピーキングテストやライティングテストなどを行い、授業改善に取り組んだ。

・外国につながるのがある生徒への教育機会の提供と学習支援

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
対象校	日本語を母語としない生徒の学習支援・進路支援の実施			
	在県外国人等の特別募集の入学選抜の検証	在県外国人等の入学選抜特別募集の拡大		

《主な取組み》

- ・外国につながるのがある生徒への教育機会の提供については、平成29年度入学選抜から、在県外国人等特別募集実施校を9校から11校に拡大した。
- ・多文化教育コーディネーター^{*1}やNPO等との連携を図り、外国につながるのがある生徒が多く在籍する高校に、学習や進路指導の支援を目的とした学習支援員^{*2}を配置するとともに、日本語学習の支援や通訳等を行うサポーターを派遣した。
- ・外国につながるのがある生徒支援のあり方について協議するため、ネットワーク会議^{*3}やコーディネーター派遣事業報告会を実施して、効果的な学習支援のあり方について検討を行った。

-
- ※1 「多文化教育コーディネーター」とは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする職
 - ※2 「学習支援員」とは、日本語を母語としない生徒が授業内容を理解し、知識を深められるよう学習支援する職
 - ※3 「ネットワーク会議」とは、正式には「外国につながりを持つ子ども支援のためのネットワーク会議」といい、県とNPO法人「多文化共生教育ネットワークかながわ」のメンバー等で構成される。

＜取組みの成果＞

- ・姉妹校交流後に実施した生徒のアンケートによると、概ね8割程度の生徒から「異文化理解が深まった」との回答を得た。また、グローバル化に対応した教育に係る授業や事業に参加した生徒のアンケートからも概ね8割程度の生徒から「グローバルな社会問題への関心が高まった」との回答が得られた。さらに、グローバル教育研究推進校では、在学中にCEFR A2レベル相当以上の語学力を身に付けた生徒の割合が86%（令和2年3月時点）であり、グローバル化に対応した取組みが実践できた。
- ・県教育委員会と学校が連携して、様々な課題を解決し、横浜国際高校が「国際バカロレア認定校」として認定され、国際バカロレア機構が定める教育課程を開始することができた。
- ・海外研修に参加した教員は、派遣先での様々な体験を通して国際的な視野を広げるとともに、英語教授法に係る研修を受講することで、指導力の向上を図ることができた。
- ・入学者選抜特別募集については、在県外国人等特別募集の定員数を20名増やすことができ、教育機会の提供の拡大を図ることができた。
- ・学習支援員の配置や、NPO等との連携を通じて、外国につながりのある生徒への日本語の学習支援や進路指導の充実を図ることができた。

＜今後の課題＞

- ・グローバル化に対応した教育を推進するためには、生徒の語学力を高める取組みだけでなく、異文化に対する理解等、国際的な視野をもち、多様な価値観を受容できる力を育むために、教科横断的な取組みを組織的に行うことができる体制を充実する必要がある。
- ・認定校においては、国際バカロレア機構の定める教育課程の変更等に対応しながら、教員養成やカリキュラムの整備に引き続き努めていくとともに、認定校の取組みや成果を、他校にどのように普及させていくかを検討する必要がある。
- ・生徒の英語による表現力の向上が求められる中で、「話す能力」についての指導力を向上させる研修をより充実させる必要がある。
- ・外国につながりのある生徒の増加にともない、以前よりも学校での学びだけではなく、日常生活への困難さも、うかがえる生徒が増えてきている。支援する内容も多岐にわたり、人的にも制度的にも新たな支援のしくみが必要である。

(4) 専門教育の推進

- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアムの形成 [再掲]

(5) 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

<施策展開>

- ・ 国の研究開発にかかる指定事業の積極的な活用

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 西湘高校 (平成 23 年度～平成 29 年度) 厚木高校 (平成 25 年度～平成 29 年度)			
	スーパーグローバルハイスクール (SGH) ※ 横浜国際高校 (平成 26 年度～平成 30 年度)			
	新たな国の指定による研究開発の実施			

《主な取組み》

- ・ SSHとして、平成 28 年度から横須賀高校、平成 30 年度からは希望ヶ丘高校、令和元年度からは相模原高校と多摩高校が指定された。
- ・ 厚木高校については、平成 30 年度から 2 年間経過措置の指定を受けた。
- ・ 横浜国際高校は、平成 26 年度から 5 年間、スーパーグローバルハイスクール（以下「SGH」という。）の指定校として、グローバル・リーダーの育成を図る取組みを行った。

※「スーパーグローバルハイスクール」とは、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、それによって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした事業

<取組みの成果>

- ・ 理数教育推進校としての取組みをいかし、4校がSSHの指定を受けることができた。
- ・ SSHに係る特色ある生徒の研究活動を通して、学会発表や特許申請などの取組みにつながった。
- ・ SGHにおける5年間の取組みの成果として、「総合的な学習の時間」における課題研究に関する3年間の系統的な取組みでは、グローバル・リーダーの育成に資する探究活動の学習のモデルを構築した。また、英語学習におけるディベートやネゴシエーションといった論理的思考力及び発信力を伸ばす指導など、学校全体で組織的な授業改善を推進することができた。
- ・ 取組みを通じて、CEFR B2レベル^{*1}相当以上の語学力が身に付いた生徒の割合は、令和元年度末において57%で、その中で11%の生徒がCEFR C1レベル^{*2}に到達するようになった。

※1「CEFR B2レベル」とは、「各試験・検定試験とCEFRとの対照表」（文部科学省平成30年3月）によると、実用英語技能検定準1級に相当

※2「CEFR C1レベル」とは、「各試験・検定試験とCEFRとの対照表」（文部科学省平成30年3月）によると、実用英語技能検定1級に相当

＜今後の課題＞

- ・国の事業を活用することで、予算や人材を確保することができ、教育内容の充実を図ることができるため、指定の継続や拡大に向けて取り組むとともに、先進的な研究成果については、全校に普及していく必要がある。

3 重点目標3にかかる具体的な取組み

(1) 教育相談体制の充実

<施策展開>

・教育相談コーディネーター※¹養成の拡充

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
県教育委員会	教育相談コーディネーター養成研修講座の実施			
		研修講座修了者の指名と適正配置		
	高等学校学習支援プランニング研修講座※ ² 修了者の活用・調査研究の実施			

《主な取組み》

- ・教育相談コーディネーターの全校における複数指名をめざして、教育相談コーディネーター養成研修講座を実施し、講座修了者の指名と適正配置に取り組んだ。
- ・教育相談コーディネーター地区会議の場を活用し、研修講座修了者のフォローアップを目的として、情報提供や事例検討の助言等を行った。
- ・個に応じた学習を支援するための人材を育成し、インクルーシブ教育の推進を図るため高等学校学習支援プランニング研修講座を実施した。
- ・校内支援体制や子どもたちを支える効果的な手立ての視点から、「インクルーシブな学校づくり」を推進するための学校マネジメントについて考察し、研究集録にまとめ、総合教育センター研究発表大会で報告した。

※1 「教育相談コーディネーター」とは、支援を必要とするすべての児童・生徒に対し、学校の教育相談体制の軸となる教員のことをさす。学校（高等学校は課程）ごとに、校長が所属する教員の中から各校の実態に応じて指名をしている。国では「特別支援教育コーディネーター」という。

※2 「高等学校学習支援プランニング研修講座」とは、支援シートや個別の指導計画の作成等を通じて、個に応じた学習を支援する人材を育成するための研修

・ソーシャルワーク*の視点をもった教員の養成

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
県教育 委員会	ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修の実施			
	養成研修修了者等の勤務校における教育相談体制の充実			

《主な取組み》

- ・ 県立保健福祉大学と連携して「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。
- ・ 本研修における効果の把握と各校の教育相談体制の充実を図るために、受講者アンケートを実施し、研修内容の改善にいかした。
- ・ 教育相談体制の充実を目的として、教育相談コーディネーターを対象に研修修了者による実践報告会を開催した。

※「ソーシャルワーク」とは、社会的な問題の解決を援助するための実践活動

<取組みの成果>

- ・ 研修講座を開催し、毎年 60 名の教育相談コーディネーターを養成することで、各校において複数指名が進み、校内の教育相談体制の拡充が図られ、支援が必要な生徒についての情報が把握しやすくなるなどの効果が得られた。
- ・ 教育相談コーディネーター地区会議の場を活用し、情報提供や事例検討等を行うことで、教育相談コーディネーターのスキルの向上が図られ、各校の校内支援体制の確立をより一層促進することができた。
- ・ 毎年 80 名の高等学校学習支援プランニング研修講座修了者が、各校において支援シートや個別の指導計画を作成することで、個に応じた学習の支援を実践することができた。
- ・ 毎年 20 名の教員が、「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を受講し、ソーシャルワークに関する知識やスキルを学ぶことで、関係機関やスクールソーシャルワーカー等の専門家と協働して、生徒の効果的な支援につなげることができた。

<今後の課題>

- ・ 継続的に教育相談コーディネーターが、各校 2 名以上配置できるように、研修規模の拡充が必要である。
- ・ 生徒の抱える課題が多様化・複雑化してきており、研修講座修了者へのフォローアップの充実が必要であるとともに、専門的な知識のある外部人材等の活用を拡充する必要がある。
- ・ 個に応じた学習を支援する人材のさらなる養成のために、一斉研修から各校での OJT に移行することや、受講者からのアンケート結果等を踏まえ研修内容を、より精選する必要がある。

(2) インクルーシブ教育の推進

<施策展開>

・インクルーシブ教育に関する学校支援の充実

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
県教育委員会	支援体制の検討・構築	支援体制の活用 (インクルーシブ教育実践推進校※ ¹) 知的障がいのある生徒のアセスメント※ ² の実施		

《主な取組み》

- ・インクルーシブ教育の推進を支援するため、総合教育センターや県立特別支援学校との連携体制を整備した。
- ・パイロット校※³では、総合教育センターのアセスメント事業を活用し、入学した知的障がいのある生徒全員に「学校アセスメント」、さらに必要とする生徒にはキャリアアセスメントなど、各種アセスメントを実施した。
- ・総合教育センターでは、必要に応じてパイロット校に指導主事を派遣し学校支援を行った。また、知的障がいのある生徒のアセスメントにかかわる貸出検査器具の補充や老朽化した器具の更新を行い、検査環境を整備した。
- ・高校に在籍する課題を抱えた生徒の指導、支援等のために、県立特別支援学校では、自立活動教諭（専門職＝理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職の4職種）の配置を拡充するなどセンター的機能の充実に取り組んだ。

※1 「インクルーシブ教育実践推進校」とは、県教育委員会が指定した高校において、知的障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大しながら、すべての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組む高校

※2 「アセスメント」とは、障がいのある生徒の障がいや行動の特性等を把握するために諸検査を実施し、その結果や教育課題等を含めての総合的な評価を行うこと。

※3 「パイロット校」とは、インクルーシブ教育実践推進校の中で、平成28年度に指定された3校（次項の「インクルーシブ教育実践推進校の指定」も参照）

・インクルーシブ教育実践推進校の指定

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
指定校	指定(パイロット校)	1 期生入学	2 期生入学	3 期生入学
	知的障がいのある生徒の受入れ体制整備	実践及び検証(入学者選抜・教育課程・進路支援・連携事業)		
	地域における連携先の中学校との交流・連携事業の実施			

《主な取組み》

- ・インクルーシブ教育実践推進校におけるパイロット校として茅ヶ崎高校、足柄高校、厚木西高校の3校を指定し、連携募集等による入学者選抜を実施した。
- ・中学校・高等学校進路相談連絡部会やインクルーシブ教育実践推進校説明会の開催、パイロット校が実施する中高連携事業への支援、中学校への進路相談支援など、パイロット校と連携中学校や足柄下地区の中学校と連携した取組みを行った。
- ・パイロット校の教育活動が円滑に実施されるよう、インクルーシブ教育実践推進校連絡協議会を設置し、協議を行い、助言等による支援を行った。
- ・入学した生徒に対しては、教育的ニーズに応じて、ティーム・ティーチング、少人数指導、リソースルーム*を活用した個別指導の実施、地域の関係機関との連携、キャリア教育体制の整備を進めた。
- ・入学した生徒の進路実現に向けて、各地区の公共職業安定所等の労働機関や商工会議所等を訪問し、取組みの周知を行った。
- ・令和元年度、新たに11校のインクルーシブ教育実践推進校を指定した。

※「リソースルーム」とは、すべての生徒が同じ教室で学習することを基本としつつ、生徒の教育的ニーズに応じて、少人数学習や個別指導等をするための教室

・通級指導*導入校の指定

平成 29 年 10 月一部改定(追加)

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校		通級指導導入校の指定・研究	通級指導の実施	

《主な取組み》

- ・学校教育法施行規則の改正(平成30年施行)を受け、保土ヶ谷高校、生田東高校、綾瀬西高校の3校を通級指導導入校に指定した。
- ・通級指導導入校3校においては、取組みに必要な教育環境の整備、校内研修や支援体制づくりの検討、教員の適正な配置を行った。
- ・平成30年度には、対象校3校で対象生徒の指導を開始した。
- ・令和元年度に、他校通級指導導入校として横浜修悠館高校を指定した。

※「通級指導」とは、障がいのある生徒(自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒)に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと

＜取組みの成果＞

- ・パイロット校に在籍する知的障がいのある生徒に対して実施したアセスメントの結果や支援方法等を、ケース会議などに提供することで、教職員の生徒理解が進み、個別教育計画の作成や進路支援に役立てることができた。
- ・特別支援学校のセンター的機能として、これまで蓄えてきた指導・支援の方法、外部機関との連携等のノウハウを高校で活用し、課題を抱えた生徒のニーズに応えた教育の提供を行うことができた。
- ・パイロット校においては、連携募集等による入学者選抜で知的障がいのある生徒が入学し、一人ひとりの進路実現に向けて、丁寧な進路指導を行い、令和2年3月に3校合わせて1期生29名が卒業するとともに、生徒の希望に応じ、進学（大学・専門学校）、職業訓練機関、就職等、多様な進路選択に結びつけることができた。
- ・パイロット校で実践した相互理解を深める教育活動の取組みは、生徒が企画した学習会の開催や学校のユニバーサルデザイン化など、生徒がインクルーシブな学校づくりについて主体的に考え、取り組む活動につながった。
- ・通級指導導入校においては、校内施設の設備や支援体制を整え、単位認定に至る指導を実践することができた。

＜今後の課題＞

- ・高校のニーズに応じた学校支援・連携の手法を蓄積し、特別支援学校のセンター的機能をさらに強化するとともに、活用促進に向けた取組みが必要である。
- ・生徒・保護者のより良い進路選択や中学校の円滑な進路指導のため、県民や教職員等に向け、インクルーシブ教育の取組みについて、さらなる周知を図る必要がある。
- ・一人ひとりの生徒への支援体制を一層充実させるとともに、相互理解の取組みを継続して実施する必要がある。
- ・知的障がいのある生徒にとって分かりやすい授業を実施することは、すべての生徒にも分かりやすい授業であることを各教員が理解し、指導方法を工夫・改善することが必要である。
- ・適切なキャリア教育体制の整備と生徒の進路先の充実に向け、労働関係機関、企業、上級学校等へのさらなる取組みの周知と協力について働きかけをする必要がある。また、卒業後の定着支援や円滑な社会接続に向けて地域の関係機関等との継続的な連携を図る必要がある。
- ・インクルーシブ教育実践推進校の拡大（20校程度まで）を進めるとともに、パイロット校での成果を生かしたインクルーシブ教育の実践に取り組む必要がある。

Ⅱ 学校経営力の向上

4 重点目標4にかかる具体的な取組み

(1) 自律的・組織的な学校経営の充実

<施策展開>

・学校評価・第三者評価システムの改善・充実

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
全校	新しい学校評価システムの実施			
	学校評価部会（学校運営協議会のもとでの組織）の設置・運営			
県教育委員会	新しい第三者評価システムの実施			

《主な取組み》

- ・「学校評価報告書（目標設定）」作成のための共通の指針や客観的な判断指標としての「学校評価システム報告書提出に係るチェックリスト」を全県立学校へ配付した。
- ・全校に設置した学校運営協議会^{※1}において、学校評価部会^{※2}による学校運営に対する評価を行った。
- ・学校が作成した「学校評価報告書」、「学校運営協議会活動状況報告書」等の資料を活用し、全県立学校を対象に書面評価を実施した。また、書面評価に基づき抽出した県立学校80校（4年間で高等学校68校[全日制68課程、定時制12課程]、中等教育学校1校、特別支援学校11校）に対し、外部の専門家等で構成された第三者評価委員による評価を実施した。
- ・毎年度、「第三者評価実施報告書」を作成し、評価対象校にフィードバックするとともに、全県立学校で共有するため、結果概要の周知を図った。また、県教育委員会に対する指摘事項について、各所属で対応を検討し、各校に対して必要な支援を行った。

※1「学校運営協議会」とは、保護者や地域住民等で構成され、学校の運営基本方針の承認や、教育活動などについて協議や意見交換を行い、学校運営に反映させる機関

※2「学校評価部会」とは、学校運営協議会のもとに設置する部会の一つで、学校関係者評価を実施する。

・民間人材の活用

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
県教育委員会	新規の民間人材活用の検討及び採用 取組検証			

《主な取組み》

- ・ 神奈川総合高校に新たに設置される舞台芸術科の準備を円滑に進めるため、舞台芸術に関する新たな教科・科目の開発、専門科目の指導ができる外部講師等の人材確保及び専門科目の指導等を担うことができる教員の採用選考を実施し、1名を採用した。

・地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	地域協働・地方創生による学校づくり活動の推進 取組検証			

《主な取組み》

- ・ 地域協働・地方創生による学校づくりに取組む高校として、平成 28 年度に 21 校、平成 29 年度に 27 校、平成 30 年度に 33 校、令和元年度に 21 校選定した。
- ・ 選定された高校においては、地域の人材を活用した教育活動の実践や小中学校向け体験教室などを行い、地域と協働した学校づくりを推進した。

<取組みの成果>

- ・ 「新しい学校評価システム」については、8割以上の学校から学校運営の改善に役立っているとの回答を得た。
- ・ 学校運営協議会のもとに学校評価部会や学校独自の部会を設置することで、学校が個々に抱える課題について、助言・指導を受ける機会ができ、学校経営の改善につながった。
- ・ 外部の専門家等で構成された第三者評価委員による評価を通じて、学校の課題を明確化するとともに、具体的な改善の方向を示すことで、各校の教育活動の改善につながった。
- ・ 第三者評価システムについては、学校運営の改善に向けた取組みの定着をめざし、2年間継続して、第三者評価委員が対象校を訪問・助言等を行うシステムへと改善を図った。
- ・ 新たに設置することとなった舞台芸術科を取りまとめる指導的な役割を果たす教員として、その分野において民間等におけるキャリアを持つ外部人材を登用することができた。
- ・ 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業を通して、学校の創意工夫をいかした取組みが可能となった。

＜今後の課題＞

- ・学校評価においては、取組みの実績を目標にするのではなく、取組みから得られる成果を学校目標として設定するよう、趣旨の理解を図ることが必要である。
- ・「新しい第三者評価システム」と各校の学校運営協議会のもとに設置された学校評価部会との役割の明確化を図り、より自律的な学校経営の改善を進めていく必要がある。
- ・民間人材を活用することが望ましい分野について、引き続き検討を行い、必要に応じて民間人材の登用に取り組む必要がある。
- ・地域と協働した学校の取組みのうち、先進的な取組みについて、他校への周知・広報を推進する必要がある。

(2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進

＜施策展開＞

- ・活力ある魅力にあふれた県立高校の情報発信

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	学校ホームページの充実・学校説明会の開催等			
県教育委員会	県立高校改革にかかるリーフレット・パンフレット等の作成・配布			
	県教育委員会ホームページ等での広報活動の推進			

《主な取組み》

- ・全公立展や公私合同説明・相談会を実施するとともに、各校において学校説明会を開催し、それぞれの学校の魅力について情報発信を行った。
- ・県立高校改革の取組みについて周知を図るため、リーフレットを作成し、県内の国・公立中学生を対象に配布した。また、県立高校改革のホームページの構成を見直し、分かりやすい情報発信を行った。
- ・県教育委員会のホームページにおいて、定期的に県立高校の特色ある取組みを発信した。

＜取組みの成果＞

- ・毎年、全公立展に3万5千人以上、公私合同説明・相談会に県内12会場あわせて4万人以上が来場しており、多くの中学生に県立高校の魅力や特色を周知することができた。
- ・多様な広報手段を活用した情報発信により、県立高校の魅力や県立高校改革の取組みを県民や中学生に周知することができた。
- ・学校ホームページの運用にCMS※を導入することで、ホームページの作成・更新作業が容易となり、教員の負担軽減を図ることができた。

※「CMS」(コンテンツ・マネジメント・システム)とは、ホームページなどのウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築し、編集するソフトウェアのこと。

<今後の課題>

- ・CMS操作研修を継続的に開催していくことで、各校のホームページ担当者のCMS操作への理解や情報発信力をさらに高めていく必要がある。
- ・SNS等による情報発信を拡充するなど、中学生が日頃利用している広報媒体を活用した広報についても、検討を進める必要がある。

(3) 教職員の実践的指導力向上の推進

<施策展開>

- ・研修効果を測れる、柔軟で効果的な研修体系の構築

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
県教育委員会	研修効果の測定や、柔軟で効果的な研修体系の研究・検討・試行			実施
		研修履歴等の管理システムの検討	システムの構築	システムの運用

《主な取り組み》

- ・「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会*」等において協議を行い、平成29年度に「校長及び教員の資質向上に関する指標」及び「教員研修計画」を策定した。
- ・中堅教諭等資質向上研修について、受講期間を拡大したり、免許状更新講習と内容が重複する研修を一部免除できるように運用を調整したりするなど、柔軟で効果的な研修体系の再構築を図った。
- ・これまでの研究・検討を踏まえ、初任者研修講座と中堅教諭等資質向上研修において研修効果の測定を実施した。
- ・中堅教諭等資質向上研修の受講者を管理する体制の運用を開始した。

※「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」とは、個性豊かな次代の人づくりを担う、高い指導力と意欲を持つ教職員の確保と育成に向け、教職員の養成、確保（採用）、育成（研修）等の方策について検討するため、平成19年度に設置。県教育委員会の教育局長、総務室長、行政部長、関係各課長、総合教育センター所長等、市町村教育長や校長会の代表等で構成。平成29年度から、「校長及び教員の資質向上に関する指標」の策定等について調査・検討するため、中核市の代表者及び大学関係者を構成員に追加

<取り組みの成果>

- ・「校長及び教員の資質向上に関する指標」及び「教員研修計画」を踏まえた教員研修を実施することで、授業力や課題解決能力といった教員として求められる力を効果的に身につけさせることができた。
- ・「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」で協議し、中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習との重複の解消や、研修履歴を適切に管理する体制を整えたことで、より効果的な研修を行うことができた。

＜今後の課題＞

- ・柔軟で効果的な研修体系の実現に向け、中堅教諭等資質向上研修における取組みだけでなく、初任者研修講座における取組みについても検討する必要がある。
- ・外部研修に参加するだけでなく、ICTツールなどを活用して自由に研修できるような環境整備を検討する必要がある。

5 重点目標5にかかる具体的な取組み

(1) 地域協働による学校運営の推進

<施策展開>

・神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校	学校運営協議会の指定			
	(5 校指定)	(25 校指定)	(75 校指定)	(全校指定)

《主な取組み》

- ・全校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入した。
- ・県教育委員会において、コミュニティ・スクールのホームページを作成するとともに、保護者・地域等へ向けたリーフレットを作成するなど、積極的に情報発信を行った。
- ・全校導入後の取組事例の共有と取組みの深化・推進を目的とした研修会を開催した。

<取組みの成果>

- ・コミュニティ・スクールの導入により、地域との連携が進み、教育活動の充実に資することができた。
- ・学校運営協議会を設置したことで、地域と協働した学校づくりに向けた議論が活性化するとともに、学校経営に対して率直かつ客観的な助言を受けることができた。
- ・学校運営協議会委員の助言や紹介により、地域人材の活用に関して有意義な支援を受けることができた。

<今後の課題>

- ・学校の実情に応じて、コミュニティ・スクールの取組みを定着させ、事例の共有などを図り、全県立学校において学校運営に資する組織として、より実効性のあるものに成長させる必要がある。
- ・コミュニティ・スクールの活性化に向け、学校行事に地域の人に関わってもらうなど、地域と連携した取組みを充実させる必要がある。
- ・研修会等を通じて、各校がコミュニティ・スクールの意義や目的の理解を深め、学校評価部会や学校独自に設置している各種部会の活動の活性化を図る必要がある。

6 重点目標6にかかる具体的な取組み

(1) 県立高校の教育環境整備

<施策展開>

・セキュリティを担保したICT環境整備の推進

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
全校	校務用パソコンの活用 グループウェア導入の検討・運用			
	校内ICT環境整備の推進			

《主な取組み》

- ・ICTを活用した教育の推進のため、県立高校11校にICT支援員^{※1}を配置した。
- ・タブレット型端末の配備や無線LANアクセスポイントの設置、グループウェア^{※2}の導入、常勤教員への校務用パソコン配備（10,529台）の推進など、ICT環境の整備に取り組んだ。
- ・安全・安心して利用できるネットワーク環境、生徒・教職員がICTを利用しやすくするための新しい技術やシステムの提供について検討した。

※1「ICT支援員」とは、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うためにサポートする職

※2「グループウェア」とは、組織や企業でLANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループで作業することを支援するソフトウェアの総称のこと

・実験・実習等にかかる教科教育及び専門教育の環境整備の推進

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
全校	新たな指導内容を踏まえた、実験・実習等にかかる環境整備の推進 計画的に整備された設備・備品等の活用			

《主な取組み》

- ・実験・実習等に必要となる備品の配備計画を立て、計画的な環境整備を進めた。
- ・マシニングセンタ[※]や実習船などの備品を更新し、専門教育における実験・実習等の充実を図った。

※「マシニングセンタ」とは、工具自動交換機能を持ち、目的に合わせて穴あけ、ねじ立てなどの異種の加工を1台で行うことができる工作機械

・耐震化・老朽化対策の推進

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	新たな計画を策定し、総合的な耐震化・老朽化対策工事を推進			

《主な取組み》

- ・ 県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）※に基づき、耐震化・老朽化対策工事を実施した。

※「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」とは、まなびや計画で残された課題である、小規模な耐震補強が必要な校舎等の耐震化、総合的な老朽化対策及びトイレの洋式化等の整備等について、県立高校改革実施計画と整合を図り、平成 28～令和 9 年度の 12 年間に、概ね 1,500 億円の事業規模により取り組んでいく計画

・トイレ環境の改善

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	整備手法検討・準備	トイレ改修工事の計画的な推進		

《主な取組み》

- ・ 衛生的で快適な生活環境を整備する一環として、トイレの洋式化などの環境改善を計画的に実施した。

<取組みの成果>

- ・ 常勤教員 1 名につき校務用パソコン 1 台を配備するとともに、グループウェアの全校導入により、学校内での情報共有がスムーズになった。
- ・ 無線 LAN の環境を整備したことにより、多くの教科・科目において、タブレット型端末を活用した主体的・対話的で深い学びの授業実践につながった。
- ・ 老朽化した備品の更新や新しい機器の導入により、実験・実習等が安全に実施でき、技術の定着に結びついた。
- ・ 耐震化・老朽化対策工事の対象となる 197 棟のうち、31 棟の工事を完了（平成 28 年度以降、工事対象となる棟数に対し 15%の工事が完了）し、令和元年度末時点での耐震化率（新まなびや計画以前の実施分も含む）は、県立高校において 78%となった。
- ・ 令和元年度末時点で全校において 1 棟以上の校舎棟のトイレ整備が完了した。
- ・ 校舎等の耐震化・老朽化対策工事、トイレ環境の改善に取り組み、生徒が安全・安心で快適に学習できる教育環境が整備された。

＜今後の課題＞

- ・引き続きセキュリティを担保した I C T 環境の整備を実施する必要がある。
- ・専門高校においては、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、新たな専門科目で必要となる設備や備品についても、今後、改正が予定されている産業教育振興法施行規則を踏まえて、別途配備計画を作成する必要がある。
- ・校舎等の耐震化・老朽化対策工事を進めるに当たっては、生徒の学習への影響が出ないように、引き続き計画的に実施する必要がある。
- ・誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」の整備を引き続き進める必要がある。

Ⅲ 再編・統合等の取組み

7 重点目標7にかかる具体的な取組み

(1) 学校規模の適正化の推進

<施策展開>

・学校規模の適正化（個別の学校タイプにおける学校規模の適正化）

- クリエイティブスクール、フレキシブルスクール、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）について

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
全校		現行の標準規模※以上とすることを基本としつつ、それぞれの学校や生徒の実情にも配慮した学級数		
クリエイティブスクール	田奈高校、大楠高校 (1 学年 6 学級規模) 釜利谷高校 (1 学年 7 学級規模)	新設 2 校を含む 5 校の学校規模 (1 学年 6 学級規模)		
フレキシブルスクール	川崎高校、厚木清南高校 (全日制 1 学年 6 学級規模)			
インクルーシブ教育実践推進校 (パイロット校)	茅ヶ崎高校、足柄高校 厚木西高校 (開設準備)	学校規模 (1 学年 7 学級規模)		

《主な取組み》

- ・学校規模については、現行の標準規模以上とすることを基本としつつ、それぞれの学校における生徒の実情、公立中学校卒業生徒数の推移を踏まえ、適正化を進めた。

※「現行の標準規模」とは、「県立高校改革推進計画」（平成 12 年度～21 年度）で示した学校規模で 1 学年 6～8 学級を標準としたもの

<取組みの成果>

- ・クリエイティブスクールなど、学校のタイプや生徒の実情に合わせ、学校規模の適正化を進めることで、多様な課題を抱える生徒への丁寧できめ細かな指導など、学校運営の改善につながった。

<今後の課題>

- ・公立中学校卒業生徒数の減少が見込まれる中、入学者選抜の志願状況や地域の実情などを考慮しながら、引き続き、学校規模の適正化を進めていく必要がある。

(2) 課程・学科等の改善

<施策展開>

- すべての県立高校に共通する教育課程等の改善（単位制高校に共通する教育課程等の改善）

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
単位制 高校	半期単位認定制（セメスター制※）の導入検討・順次導入			

《主な取組み》

- 一部の単位制高校においてセメスター制を導入し、その改善を図りながら実施した。

※「セメスター制」とは、一つの年次を前期と後期の2期に分け、半期区分による単位認定を位置付ける制度

- 全日制の改善（連携型中高一貫教育校の改善）

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	愛川高校 学校運営協議会を活用した地域との協働による学校運営の先導的なモデルづくり			
	光陵高校 中・高連携による新たなカリキュラムの研究開発・中・高・大の連携型教育の検討			

《主な取組み》

- 愛川高校における連携型中高一貫教育校について、授業等における中学校・高校の教員相互派遣や日常的な中学生と高校生の交流を実施するとともに、連携をいかしたコミュニティ・スクールの実践に取り組んだ。
- 「愛川高校及び町内3中学校副校長・教頭会議」や「愛川町中高連携教育推進委員会」を開催した。
- 光陵高校においては、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえて「かながわの中等教育の先導的モデル」の構築に向けた実践研究を行った。

・ 全日制の改善（専門学科の改編等（産業教育系の改編等））

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校		学科改編・教育課程改善等に向けた準備	入学者選抜準備	新学科等での教育 1 年生
県教育委員会	県産業教育審議会の運営 報告	報告	報告	報告
		学科改編・教育課程改善等に向けた支援		

《主な取組み》

- ・平成 30 年 7 月に県産業教育審議会から、「県立高校改革実施計画に係る専門高校のあり方」について報告を受け、それに基づき専門教育の充実に取り組んだ。
- ・平成 30 年度末から、県産業教育審議会において、「地域等との協働における実践的な職業教育及び看護・福祉に関する学科のあり方」が審議され、令和元年 12 月に中間まとめが報告された。
- ・産業教育系専門学科である吉田島総合高校（現吉田島高校）、小田原総合ビジネス高校（現小田原東高校）の 2 校について、学科改編等を行った。

・ 定時制の改善

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	教育課程の改善作業 (29 年度までに終了)	新しい教育課程の運用(教育課程の改善作業が完了した学校から順次実施) (生徒学力調査を用いた検証)		
単位制 高校	半期単位認定制（セメスター制）の導入検討・順次導入			

《主な取組み》

- ・高等学校学習指導要領の改訂に向けて、各校が教育課程の改善に取り組んだ。

・ 通信制の改善

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	教育課程の改善作業 (29 年度までに終了)	新しい教育課程の運用(教育課程の改善作業が完了した学校から順次実施) (生徒学力調査を用いた検証)		
	スクーリングのためのサテライト教室※の開設の検討・整備			

《主な取組み》

- ・高等学校学習指導要領の改訂に向けて、各校が教育課程の改善に取り組んだ。
- ・スクーリングのためのサテライト教室について、通信制高校の実情や生徒からのニーズ、県外の取組状況等を参考に検討を行った。

※「サテライト教室」とは、生徒の通学の利便性に配慮して校外に設置し、限定的な日時で実施するスクーリングの場

＜取組みの成果＞

- ・愛川高校においては、連携している中学校との交流が深まることで地域との協働が進み、光陵高校においては、中・高・大の10年間を見据えた連携型教育の実践など、「かながわの中等教育の先導的なモデル」の構築に向けた取組みを推進することができた。
- ・専門高校においては、県産業教育審議会の報告を踏まえた教育課程の改善を図ることができた。
- ・定時制課程では、普通科においては共通教科の科目を中心とした構成を基本とした教育課程の改善を、専門学科と総合学科においては、共通教科と専門教科の各科目のバランスと構成に一層、配慮した教育課程の改善を図ることができた。
- ・通信制課程が設置されている横浜修悠館高校では、生徒の柔軟な学びに配慮した教育課程の改善を図ることができ、厚木清南高校では、開設する科目の精選を行うことで、教育課程の改善を図ることができた。

＜今後の課題＞

- ・ Semester制の導入に関して、実践校の成果及び課題を取りまとめ、今後の展開について検討していく必要がある。
- ・ 連携型中高一貫教育の成果と課題を踏まえ、今後の方向性を検討する必要がある。
- ・ 専門高校においては、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善、実験・実習等の環境整備を引き続き進める必要がある。
- ・ 今後の地域等との協働における実践的な職業教育及び看護・福祉に関する学科のあり方については、県産業教育審議会からの報告をもとに、必要な改善を進める必要がある。
- ・ 定時制・通信制高校においては、多様な入学動機や学習履歴を持つ生徒が入学することを踏まえ、生徒一人ひとりのニーズに対応した教育課程の改善に取り組む必要がある。

(3) 県立高校の適正配置

<施策展開>

- ・ 課程・学科等の改編による適正配置

普通科専門コースの改編等

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
専門コースでの成果を学校全体の特色とする改編を行う高校	教育課程改善	新しい教育課程の運用 1 年生	1・2 年生	全学年
	専門コース 29 年度入学生の募集停止	2・3 年生	3 年生	
専門コースを専門学科へ改編し普通科と併置する高校	教育課程改善			
	新学科設置準備	専門学科の併置 1 年生	1・2 年生	全学年
	専門コース 29 年度入学生の募集停止	2・3 年生	3 年生	

- 学校全体の特色とする改編を行った高校：(9 校)

荏田 生田 横浜南陵 磯子 高浜 西湘 山北 有馬 綾瀬西

- 専門学科へ改編し普通科と併置した高校：(3 校)

白山(美術科) 上矢部(美術科) 厚木北(スポーツ科学科)

《主な取組み》

- ・ 普通科専門コースをすべて解消し、9 校でコース制の取組みを学校全体の特色とする改編を、3 校で専門学科とする改編を実施した。

クリエイティブスクールの設置

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象校	クリエイティブ スクール設置準備	クリエイティブスクールとしての教育活動 1 年生	1・2 年生	全学年

※新設：大井(中・県西地域)

大和東(県央・相模原地域)

※既設：田奈(横浜北東・川崎地域)

釜利谷(横浜南西地域)

大楠(横須賀三浦・湘南地域)

《主な取組み》

- ・ クリエイティブスクールとして既設の3 校(田奈高校、釜利谷高校、大楠高校)に加え、平成 29 年度に2 校(大和東高校、大井高校)を設置した。

単位制普通科の改編等

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
生徒自らが主体的に時間割を組み立てる教育課程を提供する高校 (タイプA)	教育課程改善 ・教育課程での系の解消	新しい教育課程の実施		
年次進行型での運用に取り組む高校 (タイプB)	教育課程改善 ・教育課程での系の解消 ・年次進行型の導入	新しい教育課程の実施		

- タイプA：神奈川総合 川崎 厚木清南
- タイプB：横浜旭陵 横浜桜陽 横浜栄 三浦臨海 藤沢清流 平塚湘風
小田原 相模原青陵

《主な取組み》

- ・単位制普通科高校においては、教育課程の改善を図り、平成 29 年度から生徒自らが主体的に時間割を組み立てる教育課程を提供する高校 (タイプA) と年次進行型での運用に取り組む高校 (タイプB) へ改編した。

フレキシブルスクールの改編

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
横浜桜陽	教育課程改善 ・教育課程での系の解消 ・年次進行型の導入	年次進行型単位制普通科としての教育課程の展開		

《主な取組み》

- ・フレキシブルスクールにおいては、横浜桜陽高校を年次進行型単位制普通科へ改編した。

インクルーシブ教育実践推進校の指定[再掲]

インクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)：茅ヶ崎 足柄 厚木西

インクルーシブ教育実践推進校(令和元年度指定)：城郷 霧が丘 川崎北上矢部 津久井浜 湘南台 二宮 伊勢原 綾瀬 上鶴間 橋本

専門学科の改編

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
横浜国際	学科改編に向けた準備	国際科		
		1 年次生	1・2 年次生	全年次生
	国際情報科 29 年度入学生の募集停止	2・3 年次生	3 年次生	

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
弥栄	学科改編に向けた準備	普通科・音楽科・美術科・スポーツ科学科		
		1 年次生	1・2 年次生	全年次生
	国際科・理数科・芸術科・スポーツ科学科 29 年度入学生の募集停止	2・3 年次生	3 年次生	

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
吉田島 総合	学科改編に向けた準備			
		農業科		
		1 年次生	1・2 年次生	全年次生
	総合学科(～平成 30 年度) 29 年度入学生の募集停止	2・3 年次生	3 年次生	生活科学科 1 年次生

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小田原総合 ビジネス	学科増設に向けた準備	普通科の併置		
		1 年生	1・2 年生	全学年

《主な取組み》

- ・ 専門学科においては、4 校で学科改編を実施した。

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
白山	教育課程改善	美術科の併置		
	新学科設置準備	1 年生	1・2 年生	全学年
	専門コース募集停止 29 年度入学生の募集停止	2・3 年生	3 年生	

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
上矢部	教育課程改善	美術科の併置		
	新学科設置準備	1 年生	1・2 年生	全学年
	専門コース募集停止 29 年度入学生の募集停止	2・3 年生	3 年生	

主体	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
厚木北	教育課程改善	スポーツ科学科の併置		
		1 年生	1・2 年生	全学年
	新学科設置準備			
	専門コース募集停止 29 年度入学生の募集停止	2・3 年生	3 年生	

《主な取組み》

- ・普通科専門コース設置校においては、3校を専門学科へ改編した。

総合学科の改編等

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
総合学科 高校	教育課程改善	新しい教育課程の実施		
単位制普通科への 改編対象校	学科改編に向けた取組	新しい教育課程の実施		
		1 年次生	1・2 年次生	全年次生
	総合学科の募集停止 29 年度入学生の募集停止	2・3 年次生	3 年次生	
専門学科 への改編 対象校	学科改編に向けた準備			
		農業科		
		1 年次生	1・2 年次生	全年次生
	総合学科（～平成 30 年度）			生活科学科
	29 年度入学生の募集停止	2・3 年次生	3 年次生	1 年次生

●総合学科：

鶴見総合（横浜北東・川崎地域） 麻生総合（横浜北東・川崎地域）
 金沢総合（横浜南西地域） 藤沢総合（横須賀三浦・湘南地域）
 秦野総合（中・県西地域）
 座間総合（県央・相模原地域） 相模原総合（県央・相模原地域）

●単位制普通科への改編：

大師（横浜北東・川崎地域） 横浜緑園総合（横浜南西地域）
 横浜清陵総合（横浜南西地域）

●専門学科への改編：

吉田島総合（中・県西地域）

《主な取組み》

- ・総合学科においては、3校を単位制普通科へ、1校を専門学科へ改編した。

・再編・統合による適正配置

横浜南西地域における再編・統合

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
氷取沢	統合校設置に向けた準備				令和2年 4月 統合
磯子	統合校設置に向けた準備				
	30年度入学生の募集停止	2・3年生	3年生		
	専門コース募集 29年度入学生の募集停止	専門コース 2・3年生	専門コース 3年生		

《主な取組み》

- ・計画に基づき、氷取沢高校と磯子高校を再編・統合し、令和2年度に横浜氷取沢高校として開校した。

横須賀三浦・湘南地域における再編・統合①

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
横須賀 明光	福祉科(現行どおり)				令和2年 4月 統合
	統合校設置に向けた準備				
	国際科 30年度入学生の募集停止	国際科 2・3年次生	国際科 3年次生	1・2年次生は統合校に 在籍変更	
大楠	統合校設置に向けた準備				1・2年次生は統合校に 在籍変更

《主な取組み》

- ・計画に基づき、横須賀明光高校と大楠高校を再編・統合し、令和2年度に横須賀南高校として開校した。

横須賀三浦・湘南地域における再編・統合②

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
三浦臨海	統合校設置に向けた準備		統合 農業科 (全日制) 1年次生 (定時制) 2・3年生	(全日制) 1・2年次生 (定時制) 3年生
平塚農業 初声分校	統合校設置に向けた準備			
	30年度入学生の募集停止			

《主な取組み》

- ・計画に基づき、三浦臨海高校と平塚農業高校初声分校を再編・統合し、平成30年度に三浦初声高校として開校した。

中・県西地域における再編・統合

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
平塚農業 (全日制)	統合校設置に向けた準備			統合
平塚商業 (全日制)	統合校設置に向けた準備			

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
高浜	新課程設置に向けた準備			定時制 新設
平塚商業 (定時制)	定時制課程移行に向けた準備		1～3年次生は翌年度 高浜高校に在籍変更	総合学科 2～4年次生 普通科1年次生

《主な取組み》

- ・計画に基づき取組みを進めてきたが、平塚農業高校敷地内で埋蔵文化財の発掘調査を実施することとなり、再編・統合及び定時制の移行が1年延期となった。
- ・令和2年度に平塚農業高校（全日制）と平塚商業高校（全日制）を再編・統合し平塚農商高校として開校した。また、平塚商業高校の定時制課程を高浜高校に移行し、総合学科から単位制普通科に改編した。

県央・相模原地域における再編・統合

主体	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
弥栄	統合校設置に向けた準備			令和2年 4月 統合
相模原 青陵	統合校設置に向けた準備		30年度入学生の募集停止 2・3年次生	
			3年次生	

《主な取組み》

- ・計画に基づき、弥栄高校と相模原青陵高校を再編・統合し、令和2年度に相模原弥栄高校として開校した。

＜取組みの成果＞

- ・「課程・学科等の改編による適正配置」については、計画どおりに進めることができた。
- ・「再編・統合による適正配置」については、埋蔵文化財発掘作業の影響により中・県西地域の再編・統合が1年遅れとなったが、他の地域においては、計画どおり進めることができた。
- ・学科改編を実施した高校、再編・統合等により新たに開校する高校の校名については、在校生や教職員、同窓会等の意見を聴取した結果を踏まえて出された「県立高校校名検討懇話会」の報告を受け、新しい高校に相応しい校名を決定することができた。

＜今後の課題＞

- ・県立高校の適正配置の対象となった高校に対しては、課程・学科等の改編及び再編・統合実施後も必要に応じて支援を続けていく必要がある。
- ・「実施計画（全体）」に示した考え方にに基づき、生徒数の動向に対応した学校数・学級数の確保などを踏まえ、引き続き県立高校の適正な配置を行っていく必要がある。
- ・定時制・通信制高校の配置については、入学者選抜の志願状況等を考慮しながら検討を行う必要がある。

Ⅳ 成果と課題の検証（総括）

「実施計画（Ⅰ期）」で計画されていた施策は、すべて実施されましたが、3つの改革の柱ごとに、その成果と課題を以下のとおり検証しました。

1 改革の柱1 質の高い教育の充実

質の高い教育の充実に向け、高度情報化、グローバル化が進む現代社会に対応する教育を展開し、教育課程の改善や授業力の向上などに取り組んだ結果、「生徒による授業評価」等では、主体的に学びに向かう意識の向上が見られるなど、一定の成果を得ることができました。また、共生社会づくりを進める中で、インクルーシブ教育に係るパイロット校では、きめ細かな支援を行うことにより、生徒の進路実現を図るとともに、蓄積されたノウハウにより、県域全体への普及という次の段階に着実に進むことができました。

一方で、今後も質の高い教育の充実に取り組むためには、生徒の実態を正確に把握することなどが求められるとともに、インクルーシブ教育の推進や中途退学経験者、外国につながるのある生徒など、多様な生徒への支援の拡充などにも、引き続き対応していく必要があります。

今後、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえ、国が示す指針や高大接続改革の動向なども注視しつつ、取組みを進めていきます。

2 改革の柱2 学校経営力の向上

学校経営力の向上に向け、「新しい第三者評価システム」を実施するとともに、地域協働による学校運営の推進などに取り組む、全校でコミュニティ・スクールを導入した結果、地域との連携が進むなど学校経営の改善が進みました。また、ICT環境の整備や校舎等の耐震化・老朽化対策が推進されるなど、生徒が安全・安心に活動できる環境の整備が行われました。

一方で、全校設置したコミュニティ・スクールのさらなる充実、学校運営協議会のもとに設置した部会の活性化のほか、教育環境に関わる課題として、校舎等の耐震化・老朽化対策やみんなのトイレの整備などにも、引き続き、着実に対応していく必要があります。

今後、各校が掲げる教育目標の実現に向け、学校評価を活用した教育活動の改善を図るとともに、ICT環境整備の推進等、時代に即した教育環境の整備などの取組みを進めていきます。

3 改革の柱3 再編・統合等の取組み

再編・統合等の取組みにおいては、学校規模の適正化、課程・学科等の改善、県立高校の適正配置に取り組んできた中で、普通科専門コースの改編、クリエイティブスクールの拡充、単位制普通科の教育課程の改善、専門学科の新設、総合学科の改編、再編・統合に伴う新校の設置などを進めてきました。

一方で、引き続き、県産業教育審議会の報告を踏まえ、専門高校のあり方を検討するとともに、全日制進学率の動向を踏まえつつ、定時制志願者の傾向やニーズなどをもとに、定時制の適正な規模と配置についても、さらに検討を進め、取り組んでいく必要があります。

今後、上記、改革の柱ごとに記載された視点に留意するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を十分に考慮しながら、県立高校改革に取り組みます。

資料

課程・学科改編等を実施した高等学校

校名		改編後の学科	改編前の学科	
普通科専門コースの解消				
	1	荏田	普通科	普通科（体育コース）
	2	生田		普通科（自然科学コース）
	3	横浜南陵		普通科（健康福祉コース）
	4	磯子		普通科（グローバルコミュニケーションコース）
	5	高浜		普通科（福祉教養コース）
	6	西湘		普通科（理数コース）
	7	山北		普通科（スポーツリーダーコース）
	8	有馬		普通科（英語コース）
	9	綾瀬西		普通科（福祉教養コース）
普通科専門コースから専門学科へ改編				
	10	白山	普通科・美術科	普通科（美術コース）
	11	上矢部		普通科（美術陶芸コース）
	12	厚木北	普通科・スポーツ科学科	普通科（スポーツ科学コース）
クリエイティブスクールの新設				
	13	大和東	普通科 (クリエイティブスクール)	普通科
	14	大井		
フレキシブルスクールの解消				
	15	横浜桜陽	普通科	普通科（フレキシブルスクール）
総合学科の改編				
	16	大師	普通科	総合学科
	17	横浜緑園		
	18	横浜清陵		
	19	吉田島	都市農業科・食品加工科・ 環境緑地科・生活科学科	
専門学科の改編				
	20	横浜国際	国際科	国際情報科
	21	小田原東	普通科・総合ビジネス科	総合ビジネス科
	22	弥栄	普通科・音楽科・ 美術科・スポーツ科学科	国際科・理数科・ 芸術科・スポーツ科学科

課程・学科等の改編により校名変更を行った高等学校

変更後	変更前
高等学校名[学科]	高等学校名[学科]
横浜清陵高等学校 [普通科]	横浜清陵総合高等学校 [総合学科]
横浜緑園高等学校 [普通科]	横浜緑園総合高等学校 [総合学科]
小田原東高等学校 [普通科・総合ビジネス科]	小田原総合ビジネス高等学校 [総合ビジネス科]
吉田島高等学校 [都市農業科・食品加工科・環境緑地科・ 生活科学科]	吉田島総合高等学校 [総合学科]

平成 30 年度に再編・統合を実施した高等学校

再編・統合後の 高等学校	再編・統合前の 高等学校	再編・統合後の学科
三浦初声高等学校	三浦臨海高等学校 平塚農業高等学校 初声分校	普通科・都市農業科

令和 2 年度に再編・統合を実施した高等学校

再編・統合後の 高等学校	再編・統合前の 高等学校	再編・統合後の学科
横浜氷取沢高等学校	氷取沢高等学校 磯子高等学校	普通科
横須賀南高等学校	横須賀明光高等学校 大楠高等学校 (クリエイティブスクール)	普通科 (クリエイティブスクール)・福祉科
平塚農商高等学校	平塚農業高等学校 (全日制) 平塚商業高等学校 (全日制)	都市農業科・都市環境科・食品科学科 農業総合科・総合ビジネス科
高浜高等学校	高浜高等学校 平塚商業高等学校 (定時制)	普通科
相模原弥栄高等学校	弥栄高等学校 相模原青陵高等学校	普通科・音楽科・美術科・スポーツ科学科

指定校一覧

地域 指定		横浜北東・川崎	横浜南西	横須賀三浦・湘南	中・県西	県央・相模原
		教育 課程 研究 開発 校	新科目 「公共」	城郷 新城	瀬谷西	湘南台※1 深沢※2
	新たな 学習評価	鶴見	光陵	茅ヶ崎北陵	大磯	海老名
	総合的な探究の 時間※2	市ヶ尾	横浜清陵	藤沢西	秦野総合	大和
	(SDG s をテ マとした展開)	川崎	舞岡	横須賀南	山北	有馬
	授業力向上推進 重点校	港北	松陽	七里ガ浜 藤沢清流	伊勢原	麻溝台
	I C T 利活用授業研 究推進校	生田	横浜旭陵	横須賀大津	秦野	上鶴間 城山
	プログラミング 教育研究推進校	住吉	横浜緑ヶ丘※1 横浜栄※2	茅ヶ崎西浜	西湘	相模原総合
	逆さま歴史教育に かかる研究校※3	神奈川工業	舞岡	津久井浜	秦野曾屋	大和南
	確かな学力育成 推進校	菅	永谷	寒川	平塚湘風	津久井
	学力向上進学 重点校	横浜翠嵐	柏陽	湘南	厚木	
	(エントリー校)	川和 多摩	希望ヶ丘 横浜平沼 光陵 横浜緑ヶ丘	横須賀 鎌倉 茅ヶ崎北陵	平塚江南 小田原	大和 相模原
	理数教育推進校	多摩	希望ヶ丘※1 横浜緑ヶ丘※2	横須賀※1 鎌倉※2	平塚江南 小田原※2	相模原
	グローバル教育 研究推進校	神奈川総合 川和※2	横浜平沼	横須賀明光※1 鎌倉※1 鶴嶺※2	小田原※1 伊志田※2	大和西
	国際バカロレア 認定校	横浜国際※4				
	インクルーシブ 教育実践推進校	城郷※5 霧が丘※5 川崎北※5	上矢部※5	津久井浜※5 湘南台※5 茅ヶ崎	二宮※5 伊勢原※5 足柄	厚木西 綾瀬※5 上鶴間※5 橋本※5
	通級指導導入校	生田東	横浜修悠館※5※6 保土ヶ谷			綾瀬西
	県立高校生学習活動 コンソーシアムモデ ル地域	モデル地域 (神奈川工業)	—	—	—	モデル地域 (中央農業)

※1 平成30年度までの指定 ※2 令和元年度からの指定・実施 ※3 平成29年度までの指定

※4 平成30年度に国際バカロレア認定校に認定 ※5 令和元年度からの指定、令和2年度からの実施

※6 他校通級指導導入校